



ヘイトスピーチ、許さない。

Q1 「ヘイトスピーチ」って何？

A1 ヘイトスピーチに明確な定義はありませんが、

(1)特定の民族や国籍の人々を理由なく一方的に排除することを煽り立てるもの(「〇〇人は出ていけ」「祖国へ帰れ」など)。

(2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるような発言(「〇〇人は殺せ」「海に投げ込め」など)。

このような、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせるような言動がヘイトスピーチに当たると言われています。



Q2

ヘイトスピーチの何が問題なの？

A2

このような言動は、言われている人々の心を傷つけたり、そのような人々に対する差別を生じさせる恐れがあり、決してあってはならないものです。



私たちはヘイトスピーチを許しません！！

(法務省HP参照)

偏見や先入観が蔓延してくると「差別行為」や「暴力行為」が発生しやすくなります。

ヘイトスピーチを放置しておくこと、偏見・先入観に基づき「助長する人々」が増え、異質なものを排除・攻撃する傾向が高まり、差別意識を助長し又は誘発する声が溢れることによって、ますますヘイトスピーチは過激なものになっていくと言われています。

令和
5年度

鳥取市学習支援事業

受講料・送迎無料

- 講師1人が3～4人を教える少人数指導型
- 学力に応じた支援プログラムを作成
- 集団が苦手な子はトライの教室を利用可
(人数に限りがあります)



生徒 募集

- 高校受験に合格したい
- 将来のために勉強したい
- 学校の授業についていけない
- 学習習慣を身につけたい

↓
個別教室のトライがあなたの勉強をお手伝いします！

※本事業は鳥取市が株式会社トライグループに委託して実施しているものです。

■対象者：勉強をしたいけれど、色々な事情で難しい。学校には行けていないけれど塾なら…
等々、困りごとを抱えておられる世帯とその中学生

※まずはお困りの状況についておうかがいしますので、パーソナルサポートセンターまでお問い合わせください。

鳥取市中央人権福祉センター(パーソナルサポートセンター) 鳥取市幸町151 ☎0857-20-4888

ほっと
News
ニュース

「子ども食堂」に野菜を提供して頂く
鳥取トヨペット様の贈呈式が行われ
ました。

食事を提供するだけでなく、地域のコミュニティの場としても活用されている「子ども食堂」ですが、その支援に繋げようと、障がい者雇用に取り組む会社「愛ファクトリー」が生産する野菜

を購入し、「子ども食堂」に届ける取り組みが始まりました。その贈呈式が4月21日(金)に人権交流プラ
ザで開催されました。

今後、鳥取市を通じて鳥取県東部や
兵庫県北部の34の「子ども食堂」に月
400パックの野菜が贈られる事になり
ます。



人権福祉センターの広報紙をお読みいただきありがとうございます。
【より親しんでいただける広報紙へ！】 アンケート受付中！



地域（こども）食堂開催について

開催曜日については、変更の場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、延期・中止になることもあります。市ホームページにて最新情報をご覧ください、各食堂へ事前確認・予約の上ご利用くださいますようお願いいたします。

食 堂 名 【連絡先】（会 場）	基本開催曜日
きりんこども食堂 【0857-30-6814】 （岩倉地区公民館 立川町6-174）	第2・4水曜日
けたかくるりこども食堂 【0857-82-3363】 （気高人権福祉センター 気高町下光元478-3）	第1・3金曜日
江山こども食堂 【0857-53-1542】 （江山人権福祉センター 下味野1058-3）	毎週水曜日
ぽっと食堂 【090-8428-3089】 （みんなの居場所「ぽっと」 湖山町北1-664） ※定員20名	月曜日～土曜日
（ささえあい）子ども食堂 【0857-27-1064】 （西人権福祉センター 西品治674）	月2回土曜日
ささえあい（地域）食堂 【0857-27-1064】 （西人権福祉センター 西品治674）	第3金曜日
サンキッズ子ども食堂 【0857-27-4774】 （上町屋老人憩いの家 国府町町屋53-2）	第2・4土曜日
市役所すなばこども食堂 【0857-24-8241】 ※現在休止中 （すなば珈琲鳥取市役所店 幸町71）	毎週火・木曜日
すなばこども食堂 【0857-24-8241】 （すなば珈琲賀露店 賀露町西3-27-1）	第2・4木曜日
高草ちいき食堂 【0857-24-1763】 （高草人権福祉センター 古海715-3）	第2土曜日
おたべ食堂（おいしい・たのしい・勉強できる！！） 【0857-22-4206】 （修立地区公民館 吉方町1-201）	第4木曜日
こども・若者食堂 【0857-24-8241】 （人権交流プラザ 幸町151）	毎週木曜日
寺子屋みらい 【0857-30-7471】 （みらい鳥取 千代水1-138）	毎週水曜日
とっとりこども食堂 【070-3789-4565】 （文化センター 吉方温泉町3-701）	毎週火曜日
ふれあい食堂 【0858-85-0135】 （河原町コミュニティセンター 河原町渡一木277-1）	第4土曜日
希来里（きらり）食堂 【0858-88-0806】 （佐治人権福祉センター 佐治町古市71-3）	第4日曜日
にじいろcafé 【070-4297-1377】 （福祉文化会館 西町2-311）	毎週木曜日
南・フレンド食堂 【0857-53-0412】 （南人権福祉センター 八坂49-6）	第2土曜日
おもかげちいき食堂 【090-8360-0306】 （面影校区内公民館を巡回）	第2土曜日
みなよし食堂 【0857-32-8482】 （みんなの実家 南吉方3-215）	火・金・土曜日
みんなの居場所「〇（えん）」 【070-5651-1556】 （しかの宿「殿町」 鹿野町鹿野1769）	第1水曜日
いなばやまキッズサロン 【090-7976-4245】 （稲葉山地区公民館 卯垣5丁目57）	第2・4木曜日

【住居確保給付金のご案内】

家賃の支払いに

お困りの方を支援

離職や廃業、休業等に伴う収入減などにより、住居を失うおそれがあり一定の要件を満たす方に、原則3か月間の住居確保給付金を支給しています。

- ① 離職・廃業した日から2年以内、
またはやむを得ない休業などにより、
収入を得る機会が減少している。
- ② ①の状態になる前に、世帯生計を
主として維持していた。
- ③ 下記の収入要件と資産要件を超えて
いない。

①～③全ての項目に該当する方は、受給要件を満たす可能性が高いです。

中央人権福祉センター（ハートフルサポートセンター）にご相談ください。

世帯員数	収入要件 (月額)	資産要件 (世帯の金融資産合計額)
単身世帯	113,000円	486,000円
2人世帯	161,000円	738,000円
3人世帯	191,000円	894,000円
4人世帯	217,000円	100万円
5人世帯	244,000円	

※収入には特定の目的のために支給される手当・給付は算定しません。
(児童手当、児童扶養手当など)

6月

人権・生活相談 日程

👉 カウンセラー相談

【開催日】 6月13日(火)・27日(火)

【時間】 15:00～17:00

【定員】 2名まで

(※予約制・先着順・1人あたり60分)

👉 夜間弁護士相談

【開催日】 6月15日(木)

【時間】 18:30～20:30

【定員】 3名まで

(※予約制・先着順・1人あたり30分)

ご希望の方は、
中央人権福祉センターまで
ご連絡ください。



《お申込み・お問合せ先》

鳥取市中央人権福祉センター

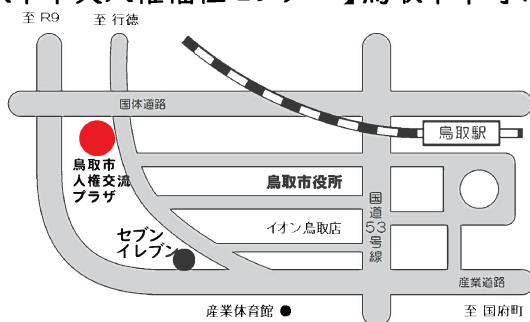
(鳥取市人権交流プラザ内)

TEL: 0857-24-8241

FAX: 0857-24-8067

【鳥取市中央人権福祉センター】鳥取市幸町151 (鳥取市人権交流プラザ内)

交通案内



センターの場所がわからない場合は、
お気軽にお電話ください。
(☎ 0857-24-8241)

JR鳥取駅から900m

100円バス「くる梨」(全コース赤・青・緑)

☆「市役所前」下車 450m